

令和 8 年度伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付要
綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、事業所から排出される温室効果ガスの削減と、物価高騰の影響を受けている市内事業者の支援を目的に、省エネ型の設備導入を行う中小企業等に対し、予算の範囲内において伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和 5 5 年伊勢原市規則第 1 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等 次のアからキまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

イ 学校法人

ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

エ 医療法人

オ 社会福祉法人

カ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体

キ アからカまでに掲げる者に準ずるものとして市長が適当と認める者

(2) 事業所 工場、事務所その他の事業場をいう。

(3) 設備等 事業所に附属する設備、機械装置、備品等をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する中小企業等とする。ただし、個人の場合は、青色申告を行っている者に限る。

(補助対象事業)

第 4 条 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の事業所の既存の設備等の更新により、既存の設備等と比較してエネルギー使用量の削減が図れる設備等を導入する事業とする。

2 補助対象事業に係る物品の購入、役務の供与、工事の請負等の注文（以下「発注等」という。）は、神奈川県内の事業所に対して行わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、国が実施する国費が充当されている補助金の交付を受けた事業又は受けようとする事業については、補助対象事業としないものとする。

(補助対象設備)

第5条 補助の対象とする設備等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内の事業所に設置するもので、既存の設備等の更新であること。
- (2) 設備等の更新前後の場合にあっては、その前後で使用用途が同じであること。
- (3) 専ら住居を目的とする事業所における設備等の更新でないこと。
- (4) 未使用品の設備等であること。
- (5) 補助対象者が所有権を有する設備等であること（共有されている設備等は対象としない）。
- (6) パソコン、タブレット、携帯電話等の情報端末の更新でないこと。
- (7) 車両の更新でないこと。
- (8) 既設のLED照明から新たなLED照明への更新でないこと。
- (9) 令和7年度の伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金において申請した設備と同一の種類の設備でないこと。
- (10) 第9条の規定による交付決定の日以降に導入したものであること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業のうち、補助対象設備の購入及び設置工事に係る費用（設計に係る費用も含む。）とする。ただし、次に掲げるものは対象としない。

- (1) 消費税及び地方消費税額
- (2) 既存機器の処分に係る費用
- (3) その他補助対象機器の設置工事に直接関わらない経費

(補助金の額等)

第7条 補助金の上限額は、300,000円とする。ただし、市内に本店を有する事業者が補助対象事業の発注等をした場合は、上限額を500,000円とする。

- 2 補助対象経費が前項に規定する上限額に満たない場合は、補助対象経費を補助金の額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の申請は、1事業者につき1回限りとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この要綱によらない他の補助金（第4条第3項に規定する補助金を除く。）を利用する場合の補助金の額は、他の補助金

の額と合算して補助対象経費を超えない額とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をする者（以下「申請者」という。）は、令和9年1月29日までに、伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人の場合は、発行からおおむね3か月以内の法人登記事項証明書の写真
- (2) 申請者が個人の場合は、個人事業の開業届又は直近の確定申告書の写し
- (3) 更新前の設備の写真
- (4) 補助対象経費の内訳が記載されている見積書等の写し
- (5) 更新によるエネルギー使用量の削減が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(変更等の承認)

第10条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助対象事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、変更等の内容が確認できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金変更（中止・廃止）承認通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、令和9年2月19日までに伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳と支払を証する書類
- (2) 補助対象設備の設置完了が確認できる写真
- (3) 補助対象設備の設置場所等が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告が行われ、規則第15条の規定により補助金の額の確定を行った結果、第9条の交付決定の額（第10条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。ただし、当該確定額は、第9条又は第10条の規定により通知した交付決定額を超えることはできないものとする。

（補助金の交付）

第13条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付請求書（第7号様式）に伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付（不交付）決定通知書又は伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金変更（中止・廃止）通知書若しくは伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金確定通知書の写しを添えて、令和9年2月26日までに市長へ提出しなければならない。

（決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

2 申請者は、第12条の規定により補助金の額の確定が行われた場合において、既に確定額を超える補助金が交付されているときは、市長の定める期限までに確定額を超える部分の補助金を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第15条 規則第20条ただし書により市長が定める期間は、交付申請年度の翌年度から起算して10年とする。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間が10年未満のものにあつては、その期間とする。

（使用状況の報告）

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助対象設備の使用状況の報告を求めることができる。

附 則（令和8年4月13日告示第114号）

この告示は、令和8年4月20日から施行する。

第 1 号様式（第 8 条関係）

伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請者概要

フリガナ			
法人名			
代表者役職・氏名			
所在地	〒		
資本金の額 又は出資の総額		産業 分類 (業種)	☐ 製造業 ☐ 建設業 ☐ 運輸業 ☐ 卸売業 ☐ 小売業 ☐ サービス業 ☐ その他 ()
常時使用する 従業員の数			
事業所数			

※該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

2 担当者連絡先

種別	☐ 申請者 ☐ その他 ()	
担当者氏名		
電話・FAX	TEL	FAX
E-mail		

※該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

3 書類送付先

所在地	☐ 申請者所在地に同じ ☐ 以下の住所
	〒
氏名	

※該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

※補助金交付決定通知書を受け取る先を記載してください。

4 補助対象事業の実施場所

所在地	
名称	

5 補助対象事業実施（予定）期間

事業着手予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日

6 補助対象設備（導入設備）の概要

補助対象設備	更新前		更新後	
[メーカー] 型式番号 導入数	[]	台	[]	台
	[]	台	[]	台
	[]	台	[]	台
	[]	台	[]	台

※記載欄が足りない場合は、行を追加して記載してください。

7 設備更新の発注先（予定）

所在地	神奈川県
名称	

※発注先は、神奈川県内に事業所を有する事業者に限ります。

--

- ・今回の設備更新により約〇〇%の使用エネルギー削減が見込まれる
- ・標準使用期間を超過（又は10年以上使用）しており、経年劣化により設計時性能を維持できない場合があるため更新により効率改善が見込まれる

区分		金額
補助対象経費の内訳 （税抜き）	設計費	円
	設備費	円
	工事費	円
合計		円
その他の補助制度等の併用		なし ☐ あり ☐ 〔名称：〕 〔金額：円〕
交付申請額 ※1,000 円未満切り捨て		円

- (1) 申請者が法人の場合：発行からおおむね3か月以内の法人登記事項証明書[※]の写し
- (2) 申請者が個人事業者の場合：個人事業の開業届又は直近の確定申告書の写し
- (3) 更新前の設備の写真
- (4) 補助対象経費の内訳が記載されている見積書等の写し
- (5) 更新によるエネルギー使用量の削減が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付（不交付）決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付で申請のありました伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり交付（不交付と）決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



補助金交付決定額 千円

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（事務担当は、 ）

第3号様式（第10条関係）

伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

次のとおり伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金事業計画の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第4号様式（第10条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金変更（中止・廃止）承認通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました伊勢原市中小企業等省エネ設備
導入支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書の内容を審査しました結果、次の
とおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更の内容

（事務担当は、 ）

第5号様式（第11条関係）

伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金に係る実績を次のとおり報告します。

1 申請者

フリガナ	
法人名	
代表者役職・氏名	
所在地	〒

2 補助対象事業の実施場所

所在地	
名称	

3 補助対象事業実施期間

事業着手日	年 月 日
事業完了日	年 月 日

4 補助対象設備（導入設備）の概要

補助対象設備	更新前		更新後	
[メーカー] 型式番号 導入数	[]	台	[]	台
	[]	台	[]	台
	[]	台	[]	台
	[]	台	[]	台

※記載欄が足りない場合は、行を追加して記載してください。

5 設備更新の発注先

所在地	神奈川県
名称	

※発注先は、神奈川県内に事業所を有する事業者に限ります。

6 補助対象経費と実績額

区分		金額
補助対象経費の内訳 (税抜き)	設計費	円
	設備費	円
	工事費	円
合計		円
その他の補助制度等の併用		なし ☐ あり ☐ 〔名称： 〕 〔金額： 円〕
補助金実績額 ※1,000 円未満切り捨て		円

7 関係書類

- (1) 補助対象経費の内訳と支払を証する書類
- (2) 補助対象設備の設置完了が確認できる写真
- (3) 補助対象設備の設置場所等が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第12条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金確定通知書

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました
結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 補助金交付（変更交付）決定額 | 千円 |
| 2 | 補助金確定額 | 千円 |

（事務担当は、 ）

第 7 号様式（第 1 3 条関係）

伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

請求者名称及び代表者氏名

発行責任者：

担 当 者：

連 絡 先：

交付決定のありました伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金の交付を受けた
いので、関係書類を添えて請求します。

- 1 交付決定通知額 円
- 2 既交付額 円
- 3 今回交付請求額 円
- 4 未交付額 円

5 添付書類（いずれかにレ印を付けてください。）

- ☐伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付（不交付）決定通知書の写し
- ☐伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金変更（中止・廃止）承認通知書の写し
- ☐伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金確定通知書の写し

6 振込金融機関

金融機関名	銀行・金庫 組合							支店・支所 出張所		
預金種別	普通 その他	当座	口座 番号							
フリガナ										
名義人										

※振込先が本店、本所の場合は、○を付けずに本店、本所とのみ記載してください。